

## 6次産業化推進事業補助金交付要綱

### (交付の目的)

第1条 この補助金は、農林漁業者と地域の様々な事業者等がネットワークを構築する取組を支援するとともに、そのネットワークを活用した新商品等の開発や販路開拓等の取組に対し、その経費を補助することにより、6次産業化の推進を図り、もって本市の産業振興に資することを目的とする。

### (補助金の交付)

第2条 市長は、前条の目的を達成するため、補助事業者が取り組む事業に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、補助金の額は、1事業者につき25万円を上限とする。

2 前項の補助金の交付については、小松島市補助金等の交付に関する規則（昭和37年12月6日規則第9号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助事業者)

第3条 この要綱において、補助事業者とは、次に掲げるものをいう。

小松島市内在住の農林漁業者、小松島市内在住の農林漁業者・商工業者等で作る組織・団体及び農林漁業者等と連携して取り組む小松島市内に所在地を置く民間事業者等

### (補助金の対象事業)

第4条 補助金の対象事業は、次の各号に掲げるものとする。

#### 6次産業化推進事業

- (1) 新商品の試作、開発、製造
- (2) 販路開拓等の実施
- (3) その他6次産業化、農商工連携、地産地消を図るための取組

### (補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、事業の実施に要する経費で、次の経費とする。

- (1) 謝金
- (2) 旅費
- (3) 会議費
- (4) 消耗品費
- (5) 印刷製本費
- (6) 通信運搬費
- (7) 広告宣伝費
- (8) 委託費
- (9) 原材料費
- (10) 役務費
- (11) 賃借費
- (12) 会場等設営費
- (13) 備品費（事務用パソコン・プリンタなど汎用性のあるものは除く）
- (14) その他市長が必要と認める経費

### (補助金交付申請書等)

第6条 規則第2条の補助金交付申請書等は、次のとおりとする。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 組織・団体等の概要調書（様式第3号）
- (4) 組織・団体等の規約、構成員名簿、定款、法人登記簿謄本写し

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付指令)

第7条 市長は、前条の規定による申請書等を受理した場合においては、事業内容の適否等を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、当該申請をした補助事業者に交付決定通知書(様式第4号)により補助金の交付を指令する。

(変更の承認の申請等)

第8条 規則第7条の規定による市長の承認を受けようとする者は、補助事業(変更・中止・廃止)承認申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。ただし、事業費の20%以内の額の変更であり、かつ交付決定額に変更のない場合及び補助事業の目的を損なわない事業計画の細部の変更であると認められる場合は、この限りではない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業の(変更・中止・廃止)の理由書(様式第6号)
- (2) 変更事業計画書(様式第2号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の変更承認指令)

第9条 市長は、前条に規定する変更承認申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、変更承認交付決定通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(完了報告)

第10条 規則第9条の完了報告書等は、次のとおりとする。

- (1) 完了報告書(様式第8号)
- (2) 添付資料
  - ア 事業の内容を整理した資料
  - イ 事業の実施状況写真、新聞掲載記事等
  - ウ 支出関係証拠書類(契約書、請求書及び領収書の写し等)
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 規則第9条の規定による完了報告は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までにしなければならない。

(額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、申請者へ額の確定通知書(様式第9号)を通知するものとする。

(補助金の支払)

第12条 市長は、補助事業者に対して補助金の額の確定の通知をし、補助事業者より精算払請求書(様式第10号)の提出を受けた後、補助金を支払うものとする。

(補助金の概算払)

第13条 市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、規則第10条第2項の規定により補助事業者に対し、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 前項の規定による補助金の概算払を受けようとする補助事業者は、概算払請求書(様式第11号)を市長あてに提出しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年4月6日から施行する。